

令和6年4月1日 改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害生に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的・系統的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取り組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・ 道徳の授業時間を確保し、心を見つめさせたり生き方について考えさせたりする指導に努めている。
- ・ 情報機器利用に関して、児童が正しい知識を持ち、節度ある使い方ができるよう指導している。
- ・ 児童の良い点やがんばっている点を積極的に認め、ほめている。
- ・ 児童のよくない行動や態度に対して適切な指導をしている。
- ・ 子どもたちの悩みや相談に親身になって対応している。
- ・ 関係機関と連携をとったり、校内で情報を共有したりして、気になる児童に十分な支援を行っている。

【児童】

- ・ 先生は、質問や相談をすると丁寧に対応してくれる。
- ・ 先生は、自分の良い点やがんばったことをほめてくれる。
- ・ 先生は、良くないことをした時にはきちっとしかっている。
- ・ いじめを見たら大人に知らせたり、とめたりすることができる。

【保護者】

- ・ 学校は「PTA総会」「懇談会」「学校だより・学年だより」等を通して、保護者に教育方針や教育内容を適切に伝えている。
- ・ 学校は、子どもたち一人一人を大切にし、温かく指導している。
- ・ 子どものことで、気軽に学校に相談できる。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

「よくわかる、楽しい、参加できる授業づくり」について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

学級経営を土台とした支持的な校風を育てるとともに、縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

○開かれた学校づくり

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。また、いじめ防止のための取り組みに係わる項目を学校評価に位置づけ、その改善に取り組みます。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者

に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

○特に配慮が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に与える必要な指導を組織的に行います。

①発達障害を含む、障害のある児童

②海外から帰国した児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童

③性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

④東日本大震災で被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童

⑤感染症等の症状に関わる、まちがった情報に基づいた差別や偏見を受ける可能性のある児童

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと）ができるための教育を行います。

（４）いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を児童・保護者に行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談やカウンセラー等との教育相談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

（５）いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

いじめの解消については少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間（3ヶ月を目安）継続していること
- ② 被害児童が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認すること

(7) いじめによる重大事態への対処

①重大事態の定義

<いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号>

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

<いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号>

いじめにより、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（※ 相当の期間：概ね30日程度）

ただし、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たります。

②学校の組織的対応

○重大事態が発生した旨を福井市教育委員会に速やかに報告します。

ア. いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあることを認めたとき

→学校が認知した際、下記の様式により速やかに報告を行います（第1報）。

いじめ重大事態に係る報告書

1 報告種類	1 第1報	2 重大事態発生報告
2 事実概要		
(1)いじめを受けたとされる児童	()年()才 氏名()	性別(男 女)
(2)いじめを行ったとされる児童	()年()才 氏名()	性別(男 女)
(3)いじめを行ったと疑われる時期	H・R 年 月 日()	～ H・R 年 月 日()
(4)学校が本事案を認知した時期	平成・令和 年 月 日()	
(5)事案の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・発見のきっかけ ・いじめの態様等 ・当該児童の現在の状況 【被害児童】 【加害児童】 	
(6)学校の指導経過		

- イ. いじめにより、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあることを認めたととき →30日に達する前に、随時経過報告(含 第1報)を行います。
- 重大事態が発生したときの調査は、福井市教育委員会の指示により、調査主体(組織)を決定します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、福井市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
 - ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

- (構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当(養護教諭)、スクールカウンセラー等
- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・教育委員会や関係機関等との連携
 - ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの点検
 - ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

- (構成員) 生徒指導主事、高(低)学年主任、担任、教育相談担当(養護教諭)、スクールカウンセラー等
- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・個別面談による情報収集
 - ・継続的な支援
 - ・保護者や地域との連携
 - ・外部人材や警察、児童相談所などとの連携

(3) いじめ防止・対策等の組織機能改善

いじめ対策委員会や学校評価において、いじめだけでなく教育活動全体が機能しているかを確認し、組織の見直しや取組の改善に努めます。

(4) 組織図 【様式2】 p6参照

6 いじめ対策の年間行動計画 【様式3】 p7~10参照

いじめ対策委員会 (常設)

校長

教頭

連絡：担任、養護教諭等

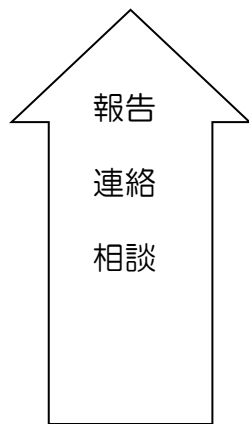
いじめの情報

生徒指導主事、教育相談担当者（養護教諭）、
特別支援担当教諭、スクールカウンセラー等

- 学校基本方針に基づく取組みの実施
- 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- 早期発見のためのシステムづくり（相談窓口の設置、面談やアンケートの実施）
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時の対応
 - ・ いじめの情報の迅速な共有
 - ・ 関係のある児童への事実関係の聴取
 - ・ 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- いじめ対応サポート班立ち上げ
- 関係機関への協力要請
- 取り組みの点検（学校評価への位置づけを含む）

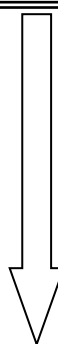
関係教員

- ・ 担任
- ・ 養護教諭
等



窓口
…
教頭

認知



外部人材

- ・ スクールカウンセラー
- ・ スクールソーシャルワーカー
- ・ スクールサポーター

関係機関

- ・ 教育委員会
- ・ P T A
- ・ 警察
- ・ 児童相談所
- ・ 地方法務局
- ・ 医療機関
- ・ 民生児童委員 等

いじめ対策サポート班 (特設)

生徒指導主事

高（低）学年主任・担任・教育相談担当者（養護教諭）
特別支援担当教諭・スクールカウンセラー等

- いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有
- 事実確認作業
- 関係児童への対応
- 関係保護者への対応
- 関係機関との連携（必要に応じて、警察への協力要請）
- 対応状況の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

	教員の動き等	児童の活動等					
		1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
4 月	<p>いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ↓ PTA 全体委員会 ・基本方針の公表</p> <p>いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応</p>	<p>グループエンカウンター</p> <p>授業参観・学級懇談会・PTA 全体委員会 ・基本方針の公表、保護者との絆づくり</p> <p>1・2 年交流 ・リーダー育成 ・絆づくり</p> <p>町探検 地域の方との交流</p> <p>町内児童会 ・リーダー育成 ・規範意識の高揚</p> <p>アンケート調査（心のお天気） →必要に応じて個別に面談</p> <p>縦割り活動スタート ・自主的な活動・絆づくり・リーダーの存在感</p>					
5 月	<p>職員間の児童理解 ・職員会議での担任からの報告で共通理解 ・毎週金曜日の終礼で共通理解</p> <p>校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 ・読書指導 それぞれの全体計画・年間計画および活動計画を作成・確認</p>	<p>文殊山登山 ・絆づくり</p> <p>1・2 年交流 ・リーダー育成 ・絆づくり</p> <p>清掃班長会 ・リーダー育成 ・責任感の向上</p> <p>心のチェックカード（学校生活・友達関係） →全員面談</p>					
6 月	<p>教育相談（担任） ・学校生活についてのアンケートをもとに、状況把握</p> <p>保護者懇談会 ・情報や意見収集</p> <p>授業研究 ・授業改善 ・学習規律 子どもの居場所・絆づくりを意識した授業の在り方を研究、公開授業の実施</p>	<p>教育相談週間</p> <p>全校カウンセリング</p> <p>アンケート調査（心のお天気） →必要に応じて個別に面談</p> <p>1・2 年交流 ・リーダー育成 ・自主的な活動</p>					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	<p>職員間の児童理解</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員会議での担任からの報告で共通理解 毎週金曜日の終礼で共通理解 	<p>ひまわり教室</p> <ul style="list-style-type: none"> 休み前非行防止教室 規範意識の高揚 <p>情報モラル講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ネットモラル、SNSの安全な利用 <p>必要に応じて個別に面談</p>					
8月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組み評価アンケートの分析等をもとにした振り返り 2学期に向けて <p>↓</p> <p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点事項確認 <p>いじめに関する校内研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> 1学期の反省 2学期からの取組み 教員の意識点検 	<p>文殊太鼓の練習</p> <ul style="list-style-type: none"> 体験的な活動 地域との交流 <p>グループエンカウンター</p>					
9月	<p>職員間の児童理解</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員会議での担任からの報告で共通理解 毎週金曜日の終礼で共通理解 	<p>アンケート調査（こころのお天気）</p> <p>→ 必要に応じて個別に面談</p> <p>親子奉仕活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 体験的な活動 親子の絆づくり <p>スポーツフェスタ</p> <ul style="list-style-type: none"> 他校との交流 自主的な活動 <p>文殊の火祭り</p> <ul style="list-style-type: none"> 体験的な活動 自主的な活動 地域との交流 絆づくり 					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	<p>職員間の児童理解 ・職員会議での担任からの報告で共通理解 ・毎週金曜日の終礼で共通理解</p> <p>保護者懇談会 ・情報や意見収集</p> <p>授業研究</p>	<p>スポーツフェスティバル ・高学年リーダーの育成・縦割り班の絆づくり</p> <p>町探検 地域の方との交流</p> <p>福祉学習 ・障害のある方や高齢者とのふれあい</p> <p>宿泊学習 ・絆づくり ・自主的活動</p> <p>修学旅行 ・絆づくり ・自主的計画・運営</p> <p>1・2年交流 ・リーダー育成 ・自主的な活動</p> <p>清掃班長会 ・リーダー育成 ・責任感の向上</p> <p>母校訪問駅伝 ・中学生との交流 ・地域との交流</p> <p>----- 全員面談 -----</p>					
11月	<p>教育相談（担任） ・学校生活についてのアンケートをもとに、状況把握</p> <p>職員間の児童理解 ・職員会議での担任からの報告で共通理解 ・毎週金曜日の終礼で共通理解</p> <p>保護者懇談会 ・情報や意見収集</p>	<p>1・2年交流 ・リーダー育成 ・自主的な活動</p> <p>----- 保護者アンケート調査（学校生活・友達関係） -----</p> <p>----- 心のチェックカード（学校生活・友達関係） → 全員面談 -----</p> <p>教育相談週間</p> <p>親子読書 ・親子の絆づくり</p> <p>高齢者との交流活動</p>					
12月	<p>職員間の児童理解 ・職員会議での担任からの報告で共通理解 ・毎週金曜日の終礼で共通理解</p> <p>授業研究</p>	<p>縦割り遊び ・自主的な活動・絆づくり</p> <p>ありがとう集会 ・地域のボランティアの方への感謝</p> <p>人権週間</p> <p>町内児童会 ・リーダー育成 ・規範意識の高揚</p>					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	<p>職員間の児童理解</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員会議での担任からの報告で共通理解 毎週金曜日の終礼で共通理解 <p>校内研修会 (特別支援教育)</p>	<p>グループエンカウンター</p> <p>あいさつ運動</p> <p>1・2年交流</p> <ul style="list-style-type: none"> リーダー育成 自主的な活動 <p>アンケート調査 (こころのお天気)</p> <p>→必要に応じて個別に面談</p>					
2月	<p>職員間の児童理解</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員会議での担任からの報告で共通理解 毎週金曜日の終礼で共通理解 <p>学校評価</p> <p>授業研究</p>	<p>新入生との交流会</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな絆づくり 園との交流 <p>村の歴史懇話会</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の方との交流 <p>清掃班長会</p> <ul style="list-style-type: none"> リーダー育成 責任感の向上 <p>中学校体験入学</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな絆づくり 中学生との交流 <p>アンケート調査 (こころのお天気)</p> <p>→必要に応じて個別に面談</p> <p>縦割りお別れ会 (6年生を送る会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 感謝の心 次の学年への自覚 					
3月	<p>職員間の児童理解</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員会議での担任からの報告で共通理解 毎週金曜日の終礼で共通理解 <p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度の振り返り 新年度に向けて計画見直し <p>↓</p> <p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題確認 計画確認 	<p>1・2年交流</p> <ul style="list-style-type: none"> リーダー育成 自主的な活動 <p>町内児童会</p> <ul style="list-style-type: none"> リーダー育成 規範意識の高揚 <p>校内奉仕活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校に感謝して <p>全員面談</p>					

